

第2回

県・市町村 合同公売会

1. 日 時

12月11日(金)
午後9時開場(予定)

2. 会 場

町総合体育館

3. 公売物件

A/V機器、家電製品、
日用品など約700点(予定)

問い合わせ先

県税務課
地方税徴収特別対策室
☎333-2099



7日に行われた第2回公売会

夜間納税相談

毎週水曜日(祝・祭日を除く)
午後5時30分～8時30分

休日納税相談

毎月第3日曜日
午前9時～午後4時
ぜひご利用ください!

滞納はゆるさない!

動産差し押さえ実施中!!

11月7日、町税滞納者から差し押さえた物件の平成21年第2回公売会が、役場庁舎内で行われました。

結果は次のとおりです。

来場者(受付者)	167人
出品数	106品
売却数	98品
売却金額(税込み)	415,557円
落札率	92.45%

納税に関する問い合わせ先

役場税務課納税係
☎286-3111 内線143・144



しかし、実際は儲からず話が違々と申し出たところ「友人にソフトを紹介し売れば紹介料がもらえ、3人目からは金額が増える」と説明された。契約前には「紹介料はない」

【事例】
「契約した後に紹介料の話が…」
先輩から「サイドビジネスを紹介する」「ギャンブルではなく投資」と約90万円の馬券購入補助ソフトの説明を受けた。高額で断ったが、消費者金融業者を紹介され、「キャンペーン中」と勧められ断りきれずに契約した。

●新手的マルチ取引に
ご注意ください!
最近、新手的マルチ取引に関する相談が寄せられており、その手口としては①知人を介してサイドビジネスなどと言って勧誘する②契約後に人を紹介して得られる紹介料について説明する③これらを組織的にしている、という特徴があります。

契約トラブル注意報

新手法マルチ取引のトラブル

と聞いていたのに話が違う。解約したい。
●冷静な判断が
できないなどの問題点が…
連鎖販売取引の問題点と同じく、親しい人から勧誘を受けるため冷静な判断ができなかったり、必ずもうかると不実のことを告げるなど不当な勧誘が行われているケースが目立ちます。
このような手法について、経済産業省は、連鎖販売取引に加入させることを目的として、特定利益(紹介料)に関する説明を故意に購入契約後に告知しているに過ぎず、特定商取引法に定める連鎖販売取引に該当し得るとの見解を示しています。
●もうけ話を安易に信用しない
信頼できる友人などからの話でも安易に信用せず、少しでも不明な点があつたら、まわりの信頼できる人や消費生活センターにするなどして、どのような内容なのかを慎重に考え、安易に契約しないようにしましょう。
契約の内容を理解しないまま友人を信用して販売組織の会員になり、他の友人を誘ってしまうと、誘った人との間でトラブルになることも多く、気が付いたら友人関係が崩壊し、被害者にもなってしまう場合もあります。

(国民生活センター発行
「くらしの豆知識」より)